

第十四号議案

江戸川区建築審査会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区建築審査会条例の一部を改正する条例

江戸川区建築審査会条例（昭和五十八年三月江戸川区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改め、「規定」の下に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「規定」の下に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加え、同項第四号中「委員」の下に「の総数」を加える。

第六条第一項中「規定」の下に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（説明）

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の改正により、同法に基づく容積率制限の緩和許可に対する同意、当該許可に関する

る審査請求の裁決について、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定を準用し、建築審査会の審議事項とするほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。